

(別 添) 食品衛生法に基づく添加物の表示等について（新旧対照表）

改正前（旧）	改正後（新）
食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成２２年厚生労働省令第１１３号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成２２年厚生労働省告示第３７２号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号。以下「規則」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の一部が改正されたところである。 これに伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」（平成８年５月２３日付け衛化第５６号厚生省生活衛生局長通知）（以下「旧通知」という。）を別添のとおり変更し、新たに通知を発出するものである。 なお、本通知の制定に伴い、旧通知は廃止する。 記 １ 制度の概要 （略） ２ 運用上の留意事項 （略） 別紙４ 各一括名の定義及びその添加物の範囲 １～６ （略） ７ 香料 （１）、（２） （略） （３） 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。 （略） ヒドロキシシトロネラル ヒドロキシシトロネラルジメチルアセタール ピペロナル フェニル酢酸イソアミル （略） ８～１５ （略）	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成２２年厚生労働省令第１１３号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成２２年厚生労働省告示第３７２号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号。以下「規則」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の一部が改正されたところである。 これに伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」（平成８年５月２３日付け衛化第５６号厚生省生活衛生局長通知）（以下「旧通知」という。）を別添のとおり変更し、新たに通知を発出するものである。 なお、本通知の制定に伴い、旧通知は廃止する。 記 １ 制度の概要 （略） ２ 運用上の留意事項 （略） 別紙４ 各一括名の定義及びその添加物の範囲 １～６ （略） ７ 香料 （１）、（２） （略） （３） 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。 （略） ヒドロキシシトロネラル ヒドロキシシトロネラルジメチルアセタール <u>ピペリジン</u> <u>ピロリジン</u> （略） ８～１５ （略）